

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 7 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530024

研究課題名(和文) 行政争訟制度が有する行政統制機能に関する実証的研究

研究課題名(英文) Empirical Research on Regulatory Functions of Administrative Appeal and Litigation System

研究代表者

深澤 龍一郎 (Fukasawa, Ryuichiro)

九州大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：50362546

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：イギリスやオーストラリアなどにおいては、最近、行政争訟制度は「行政救済」の観点だけでなく「行政統制」の観点からも分析されるようになってきている。このような行政争訟制度が有する行政統制機能に関する実証的研究について、諸外国の文献を広く収集して分析することにより、各国における研究の特徴、現時点における研究の到達点を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：Administrative appeal and litigation system has been recently analyzed from the viewpoint of 'law and regulation' as well as 'legal remedy' in the UK, Australia and so on. In relation to empirical research on regulatory functions of administrative appeal and litigation system, the characteristics in each country and its current achievements have been identified through collection and analysis of the literature in these countries.

研究分野：行政法

キーワード：行政救済法 行政争訟制度 行政統制 実証的研究 イギリス法 オーストラリア法

1. 研究開始当初の背景

行政裁量の法的統制の研究のためには、行政裁量の司法審査(裁量審査)を取り上げてそのあり方を検討するだけでは十分ではない。例えば、比較法的にみて、ドイツの裁量審査は密度が高いとされるが、その前提には、ドイツでは行政法律の規律密度が高く、また、裁量審査を担当するのが行政事件に特化した(つまり、行政に関する高度の専門性を有する)行政裁判所であるという事情があると考えられる。逆に、イギリスの裁量審査は密度がさして高くないが、イギリスには、司法審査は行政府が負うべきアカウンタビリティ(accountability)の一部に過ぎないという考え方があり、また、司法審査を補足するものとして行政審判所(administrative tribunal)が設置されている。そこで、行政裁量の法的統制の研究をより深化させるための1つの方法として、行政争訟制度(行政不服審査と行政訴訟)を、行政府が負うべきアカウンタビリティに関する制度全体の中に位置づけてその法的側面(換言すると、法的アカウンタビリティ(legal accountability)に関する制度)として把握したうえで、ドイツ法の研究が主流であるわが国の行政法理論に欠けている部分を補うべく、科学研究費補助金若手研究(B)2009年度~2011年度「行政の法的アカウンタビリティに関する制度のイギリス=オーストラリア・モデルの探究」(研究代表者:深澤龍一郎)を実施した。

この研究の過程において明らかになったことの1つが、イギリス=オーストラリアにおいては、行政の民営化(privatization)や外部委託(contracting-out)を契機として、規制(regulation)の研究が最近の公法学の1つの潮流となっており、それに対応して、行政活動の司法審査も伝統的な「行政救済」の観点だけではなく「行政統制」の観点を重視して分析されるようになってきたことである(「行政統制」および「行政救済」の概念については、芝池義一『行政法読本[第3版]』〔有斐閣、2013年〕第16講、第20講を参照)。

2. 研究の目的

行政争訟制度が現実にどの程度の行政統制機能を果たしているか、行政活動に対して現実にどの程度のインパクト(impact)を及ぼしているかに関する研究は、わが国においても、行政法の解釈にとって大きな影響を及ぼしうるものである。例えば、仮に行政訴訟が大きな行政統制機能を有していることが実証されれば、取消訴訟(抗告訴訟)の原告適格の拡大論を支える有力な証拠となるであろう。また、国家賠償法1条の違法性要件に関する職務行為基準説に対する批判の有力な論拠となっているのが国家賠償制度の「適法性統制機能」ないし「違法行為抑止機

能」であり、行政訴訟が行政統制機能を有しないことが実証されれば、職務行為基準説に対する批判の論拠についても疑問が生じることになる。

さらに、行政争訟制度が現実にどの程度の行政統制機能を有しているかに関する研究は、行政訴訟、行政不服審査、オンブズマン(ombudsman)などの個別の制度を組み合わせ、「行政救済」と「行政統制」の両方の観点から最適の行政争訟制度を設計するための基盤を提供しうるものでもある。

そこで、将来的には、わが国においても、行政争訟制度が有する行政統制機能に関する実証的研究を本格的に実施することが望ましいと考えられるが、その準備作業として、このような実証的研究について先行する諸外国の研究を押さえておく必要がある。

3. 研究の方法

より具体的には、行政争訟制度が有する行政統制機能に関する実証的研究について、イギリス、アメリカ、オーストラリアなどの諸外国の文献を広く収集することとし、収集した文献を以下の視点から分析することにした。

第1の視点は、行政争訟制度が有する行政統制機能に関する実証的研究について、国ごとにどのような特徴が存するかというものである。

第2の視点は、行政争訟制度が有する行政統制機能に関する個別の実証的研究が、インパクトの主体(agent)・対象(target)などをどのように設定しているか、どのような研究の方法を採用しているか、また、どのような結論を提示しているかというものである。

第3の視点は、行政争訟制度が有する行政統制機能に関する実証的研究について、全体として、どの程度の達成の段階にあるか(例えば、まだ研究に着手したばかりなのか、ある程度の仮説が提示されているか、ほぼ確定的な結論が導かれているか)というものである。

4. 研究成果

(1) 行政争訟制度が有する行政統制機能に関する各国の実証的研究には以下の特徴が存することが明らかになった。

裁判所の判決のインパクトに関する研究は、主として、アメリカにおいては政治学の領域において実施されてきたのに対し、イギリスおよびオーストラリア(より一般的にいえば、イギリス連邦およびヨーロッパ)においては法社会学や行政法学の領域において実施されてきたことである。

イギリスの司法審査は規則制定活動よりも個別具体的な意思決定を対象としたものであるため、それに応じて、イギリスの研究は一般的にアメリカの研究よりも焦点が狭くなっていること、しかし他方で、イギリスにおいては、司法審査は独立した事象としてではなく一連の措置として捉えるべきであること、司法審査が政府の官僚機構に対して積極的な影響を及ぼしうることにについては一般的に懐疑的であること、いくつかの研究によれば司法審査が潜在的に消極的な効果を有するとされていること、などが指摘されていることである。

さらに、オーストラリアにおいては、司法審査の判決について、3つの問題 第1に、当該事件は裁判所の判決に従って再検討されたかどうか、第2に、そのように再検討されたとすれば、最終的な結果はどうであったか、第3に、その判決によって法ないし行政機関の実務に変化が生じたかどうか を長期間にわたって調査した研究があり、大きな成果をあげていることである。

(2) 行政争訟制度が有する行政統制機能に関する個別の実証的研究は、歴大かつ多岐にわたるものであるため、さしあたり、その具体例として、イギリスにおける「テスト・ケース」(test-case)とそれに関する実証的研究をあげておく。

1960年代のアメリカで発生した福祉権運動(Welfare Rights Movement)の影響が1970年代にイギリスに及ぶようになると、テスト・ケースを通じて、公的扶助給付に関する行政機関の法令解釈を争うことにより、受給者にとって有利な法解釈を確定させる活動が行われるようになった。ところが、この時代のテスト・ケース戦略に関する実証的研究によれば、原告が勝訴しても、判決の効果が後の立法により覆される事件があることが指摘されている(後掲図書 386頁以下を参照)。

他方で、より最近のテスト・ケースとそれに関する実証的研究として、イギリスの団体であるPublic Law Project (=PLP)の報告書5 Year Review & Impact Report 2006-2011では、例えば、ある民間団体が長期間にわたり少数民族の女性に対し特に家庭内暴力に関して特別な援助を行ってきたが、地方公共団体が補助金を打ち切ったという事案について、この決定を争う訴訟においてPLPがこの団体のサービス利用者を代理した結果、人種の平等義務に関するいくつかの主要原理を示す詳細な判決が出され、後にこの判決が同様の決定を争う多くの団体により依拠されていること、2008年4月からオンブズマンが「非違(maladministration)」に関する根

拠(grounds)に加えて、「サービスの不履行(failure to provide a service)」および「サービスの瑕疵(failure in a service)」に関する不服(complaints)についても検討されるよう要求されることになったが、こうした不服審査の根拠の拡大がオンブズマンの任務に実質的な違いを生じさせるのかどうか訴訟において争われており、この事件がその他の不服申立人に広範な影響をもたらすことが予測されることなどが報告されている。

なお、このPLPによる訴訟活動と実証的研究に関連して、平成27年(2015年)3月に連合王国エセックス大学のMaurice Sunkin教授らを招いて開催されたセミナー(科学研究費補助金基盤研究(A)2013年度~2016年度「イギリスの公法改革における普遍性と固有性の相互関係再編に関する総合的比較法研究」(研究代表者:榊原秀訓南山大学教授)主催)において、これまで研究を実施してきた過程で生じた疑問(例えば「事例研究を実施するときに、どのように研究対象となる事件を取捨選択するのか」など)について質問し、回答を得ることができた。

(3) 行政争訟制度が有する行政統制機能に関する実証的研究の達成の段階について、以下のことが明らかになった。

行政争訟制度が有する行政統制機能に関する実証的研究が比較的進展している諸外国においても、現在のところは仮説が提示されている段階に過ぎないこと、なおかつ、その仮説の内容も、行政統制機能の有無という「絶対的」なものではなく、行政統制機能に影響を及ぼす諸要素を抽出する「相対的」なものにとどまっており、例えば、「公的意思決定者が行政法に関してよく知っているほど、行政法のインパクトは大きくなる」、「インパクトの主体が『権威的』であるほど、そのインパクトの可能性が大きくなる」などといったものであることである(後掲図書 42頁以下を参照)。

(4) 今後の研究の展望

わが国の行政争訟制度が有する行政統制機能に関する実証的研究については、科学研究費補助金基盤研究(C)2015年度~2017年度「行政救済の実効性に関するネットワーク型実証研究」(研究代表者:深澤龍一郎)において実施する予定である。その際には、諸外国の仮説において提示されている諸要素が、有力な着眼点になるものと考えられる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計10件)

深澤龍一郎、農地の強制競売と転用に関する農業委員会の行為(2)、法学教室、査読無、410号、2014、117-124

深澤龍一郎、農地の強制競売と転用に関する農業委員会の行為(1)、法学教室、査読無、409号、2014、93-100

深澤龍一郎、厚木基地空港騒音第4次訴訟(行政事件訴訟)第一審判決、新・判例解説Watch、査読無、行政法145号、2014、1-4

深澤龍一郎、廃棄物法7条1項および浄化槽法35条1項に基づく競業者間の紛争、法学教室、査読無、404号、2014、70-77

深澤龍一郎、水俣病認定申請棄却処分取消訴訟における審理および判断の方法、法学教室、査読無、402号(別冊付録判例セレクト2013[])、2014、5

深澤龍一郎、改正行政事件訴訟法施行状況検証研究会の論点、論究ジュリスト、査読無、8号、2014、64-70

深澤龍一郎、障害者総合支援法に基づく勧告および処分に係る公表の差止め、法学教室、査読無、400号、2014、108-115

深澤龍一郎、行政関係紛争における事実行為と民事訴訟、法律時報、査読無、85巻10号、2013、41-46

深澤龍一郎、地方公務員の懲戒処分に対する裁量審査、法学教室、査読無、396号、2013、89-96

深澤龍一郎、都市計画法53条1項に基づく建築許可の取消訴訟の原告適格と訴えの利益、法学教室、査読無、392号、2013、85-92

〔学会発表〕(計2件)

深澤龍一郎「行政事件訴訟における判断過程の統制 その基礎的考察」日本公法学会第79回総会(2014年7月19日、中央大学〔東京都八王子市〕)

深澤龍一郎「改正行政事件訴訟法施行状況検証研究会の論点」第13回行政法研究フォーラム(2013年7月27日、早稲田大学〔東京都新宿区〕)

〔図書〕(計6件)

榊原秀訓編、日本評論社、行政法システムの構造転換 イギリスにおける「行政的正義」、2015のうち、深澤龍一郎「行政法への『規制』アプローチ 行政争訟制度を分析するもう一つの視点」、26-47

市村陽典ほか編、弘文堂、条解行政事件訴訟法〔第4版〕2014のうち、深澤龍一郎「特殊問題2 審理の範囲」、221-233

高木光=宇賀克也編、有斐閣、行政法の争点〔第4版〕2014のうち、深澤龍一郎「行政調査の分類と手続」、56-57

深澤龍一郎、信山社、裁量統制の法理と展開 イギリス裁量統制論、2013、本文434頁

高橋滋編、商事法務、改正行訴法の施行状況の検証、2013のうち、深澤龍一郎「座談会

へのコメント」、43-44

齋藤浩編、法律文化社、原発の安全と行政・司法・学界の責任、2013のうち、深澤龍一郎「行政裁量論からみた福島事故の前と後」、161-175

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

取得年月日:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

深澤 龍一郎 (FUKASAWA Ryuichiro)

九州大学・大学院法学研究院・教授

研究者番号: 50362546

(2) 研究分担者

()

研究者番号:

(3) 連携研究者

()

研究者番号: